

別表（第2条関係）

1 家畜畜産物衛生指導事業

補助対象者	補助対象経費	補助率（額）	交付申請の 期日
つくば市畜産協会	家畜伝染病予防及び環境衛生対策に要する経費のうち、次のものとする。 ・ 消耗品費 ・ 手数料 ・ 委託料 ・ 原材料費 ※補助対象経費は消費税込の金額とする。	補助対象経費の2/3以内（上限900千円）	事業着手の前日までとする。

別表（第2条関係）

2 農業用廃プラスチック処理対策事業

補助対象者	補助対象経費	補助率（額）	交付申請の期日
つくば市農業用 プラスチック適 正処理推進協議 会	農業用廃プラスチックの適正処理を推進するために要する経費のうち、次のものとする。 ・ 旅費 ・ 消耗品 ・ 燃料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 負担金（運搬） ※補助対象経費は消費税抜きの金額とする。	1/2 以内（上限 350 千円）	事業着手の前日までとする。

別表（第2条関係）

3 果樹振興事業

補助対象者	補助対象経費	補助率（額）	交付申請の期 日
つくば市内で営農し、 以下の条件に当ては まる者 ・ 観光農園又は販売 を目的としたブルー ベリー生産者 ・ 地酒等の醸造用果 樹の生産者	（1）新規の果樹園整備 に要する経費（ただし、 ブルーベリーについて は既存果樹園の整備も 対象とする） なお、栽培面積は10a 以上とし、通常の収穫を あげうるに十分な植栽 密度で植栽すること。	（1）1/2以内 （上限150千円/ 10a）	事業着手の前 日までとす る。
※申請回数は、1経営 体につき1回までと する。	（2）気象災害等に強い 園地づくりに要する経 費 更新の場合は機能向 上を図ること。 いずれも補助対象経 費は消費税抜きの金額 とする。	（2）1/2以内 （上限200千円/ 10a）	

別表（第 2 条関係）

4 芝振興事業

補助対象者	補助対象経費	補助率（額）	交付申請の期日
茨城県つくば芝振興協議会	芝振興対策事業に要する経費のうち、次のものとする。 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 委託料 ・ 原材料費 ・ 使用料及び賃借料	2/3 以内(上限 900 千円)	4 月 1 日 とする。

別表 5－1（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率（額）	交付申請の期日
特別栽培農産物等資材購入費補助事業	茨城県特別栽培導入者及び有機栽培認定者でつくば市に住所を有するもの。 ただし、環境保全型農業直接支援対策事業の対象農地を除く。	茨城県特別栽培農産物に認証されている作物、又は有機栽培の認定を受けているもの。 なお、圃場はつくば市内の農地のみとする。	補助額は、別表 5－2 のとおりとする。 なお、水田については、 m^2 を a に変換し、畦畔（1.7%）を含めない面積で計算する。 畑地については、 m^2 を a に変換し、計算する。（畦畔は考えない。） 一年間に同一圃場において、対象活動を複数回行う場合の交付対象面積は一作分の作付面積とする。	事業着手の前日までとする。

別表 5－2（第 2 条関係）

特別栽培農産物等資材購入費補助事業補助額

作物区分		補助額（10a 当たり）
水稲		1，500 円以内
麦・豆類		1，000 円以内
いも・根菜類		1，500 円以内
葉茎菜類		2，500 円以内
果菜類・果実的野菜		4，500 円以内
	うち施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	10，000 円以内
果樹・茶		3，000 円以内
花き		2，500 円以内
上記の区分に該当しない作物		1，000 円以内

※ 当初予算を超えた場合、全作物を対象に調整を行う。

別表第（第 2 条関係）

6 水田転作助成事業

補助対象者	補助対象作物	補助率（額）	交付申請の期日
市内に住所を有する販売農家（法人にあっては認定農業者）で、国が実施する水田活用直接支払交付金の交付要件に準ずる。	経営所得安定対策等推進事業における戦略作物（麦、大豆等）及びその他作物（芝、野菜等）。ただし、面積が 1 a 以上のものを対象とする。	下表のとおり	4 月 1 日とする。

作物区分	作物名	団地区分	補助額/10 a	補助上限額/10 a
戦略作物	麦 大豆 そば 飼料作物	大規模団地	25,000 円以内	35,000 円以内
		小規模団地	10,000 円以内	
		バラ転作	7,000 円以内	
	飼料用米	大規模団地	17,000 円以内	30,000 円以内
		小規模団地	7,000 円以内	
		バラ転作	5,000 円以内	
	新市場開拓米 加工用米 米粉用米		10,000 円以内	15,000 円以内
その他作物	芝・野菜・花卉・花木・果樹・たばこ・茶・豆類等		6,000 円以内	

※大規模団地は、麦・大豆・飼料用米のうち 2 作物（それぞれ 1 ha 以上の面積を連坦）で、4 ha 以上の連坦団地を形成していること。

※当初予算を超えた場合、全作物を対象に調整を行う。